

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分	起 訴		(+) 計
	前年からの繰越未決件数	本年の起訴件数	
申告所得税	-	2	2
法人税	-	-	-
相続税	-	-	-
源泉所得税	-	-	-
消費税	-	-	-
合 計	-	2	2

調査対象：平成13年1月1日から平成13年12月31日までの間における事績

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		そ の 他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
所得税法 第238条	-	法人税法 第159条	-	ほ脱犯規定	-
“ 第244条	-	“ 第164条	-	両罰規定	-
合 計	-	合 計	-	合 計	-

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

事 件								区 分
左 の 内 訳				有 罪 に 係 る 人 員 及 び 金 額				
有 罪 件 数	無 罪 件 数	公 訴 権 消 滅 件 数	未 決 件 数	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金		金 額	
					人 員	金 額		
件	件	件	件	人	内 人(社)		千円	
-	-	-	2	-	-	-	-	申 告 所 得 税
-	-	-	-	-	-	-	-	法 人 税
-	-	-	-	-	-	-	-	相 続 税
-	-	-	-	-	-	-	-	源 泉 所 得 税
-	-	-	-	-	-	-	-	消 費 税
-	-	-	2	-	-	-	-	合 計